○舟形町こどもまんなか条例

令和８年３月12日

条例第１号

（前文）

こどもは、未来を担う希望と可能性に満ちたかけがえのない存在である。こどもは、あらゆる場面において権利の主体として尊重され、保護者や周囲の大人の愛情を授かりながら、平等に遊び、学び、育つことができる。また、こどもは、さまざまな活動に参加し、自らが感じたことや考えたことを自由に他者に伝え、将来の夢に向かって健やかに成長していくことができる存在でもある。

舟形町（以下「町」という。）では、こどもが未来の希望であることを踏まえ、町の宝として尊重し、町全体で守り育てることを決意するとともに、すべてのこどもが幸せな人生を送り、住んでいる人が誇れるまちづくりの実現に向け、ここに本条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、こどもに関わるすべての者が、こどもの権利とその理念を深く理解し、個々の生活や活動に活かすことで、町全体で町の宝であるこどもを守り育てていくことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「こども」とは、町内に在住・在学、又は在勤する等、町内において生活や活動する18歳未満の者その他これらの者と同じく権利を有すると認める者のことをいう。

（基本理念）

第３条　すべてのこどもは、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法（令和４年法律第77号）」の精神に則り、生まれながらに権利をもつ存在として、あらゆる場面で大切に守られなければならない。

（こどもの権利）

第４条　町、保護者、町民、教育関係者は、こどもが健やかに成長していくために、次に掲げるこどもの権利を尊重し、擁護する責務を負う。

(1)　安心して生きる権利

ア　健やかな命と心身の尊厳が守られること。

イ　愛情と理解をもって育まれること。

　　ウ　あらゆる差別や偏見（人種、国籍、性、障がい、貧困等）を受けないこと。
　　エ　平和で安全な環境で生活できること。
　(2)　自分らしく生きる権利
　　ア　ありのままの自分や個性が尊重されること。
　　イ　他との違いが認められ、個性を伸ばす支援が受けられること。
　　ウ　プライバシーや名誉が守られること。
　(3)　豊かに育つ権利
　　ア　家族と共に温かな家庭生活を送れること。
　　イ　自分の気持ちや思いを聴いてもらえること。
　　ウ　興味に応じた芸術、文化、スポーツ等に親しめること。
　　エ　たくさんの自然や人とのかかわりを得られること。
　(4)　参加する権利
　　ア　自分の気持ちや思い等を表明できること。
　　イ　表明した自分の気持ちや思い等が大切に受けとめられること。
　　ウ　年齢や発達に応じて、自ら地域社会の活動に参加できること。

（町の役割）

第５条　町は、こどもの権利を保障するための施策を率先して推進し、すべてのこどもが幸せな人生を送るとともに、安心して成長できるまちづくりを実現するよう努めることとする。

２　町は、こどもの権利の保障に向けて、町民、教育関係者との協力を深め、こどもの活動を支援するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。

３　町は、この条例によるこどもの権利尊重の理念が広く理解され、町ぐるみでこどもの健やかな成長を実現できるよう広報その他の啓発活動を推進することとする。

（保護者の役割）

第６条　保護者は、その養育するこどもの権利を保障する第一義的な責任と、こどもが最も安心して過ごせる場が家庭であることを自覚し、こどもの最善の利益を確保するよう努めることとする。

２　保護者は、こどもの教育、保健医療及び児童福祉等の関係機関に対し、常にこどもの養育に必要な支援と協力を求めるよう努めることとする。

３　保護者は、こどもの権利を保障するために必要な支援と協力を、自ら進んで町及び関

係機関等に求めるよう努めることとする。

（町民の役割）

第７条　町民は、地域ぐるみでこどもを守り育てるまちづくりを目指し、こどもの権利を深く理解し、これを保障するよう努めることとする。

２　町民は、地域の中でこどもの安全と成長を見守り、こどもが健やかに安心して過ごすことができるまちづくりに努めることとする。

３　町民は、地域がこどもの育ちの場であることを自覚し、こどもを積極的に地域活動に参加させることで、かかわりを通した豊かな人間関係の構築に努めることとする。

（教育関係者の役割）

第８条　教育関係者は、こどもの健やかな成長のために重要な役割を担っていることを深く理解し、こども自身が考え、学び、判断することができるよう適切な支援及びかかわりの提供に努めることとする。

２　教育関係者は、保護者や町民に対して、運営方針及び状況等に関する情報提供を行うとともに、広く諸課題を共有しながら、共にこどもの権利を保障するための学びを深めることとする。

（連携・協力）

第９条　町、保護者、町民、教育関係者は、第５条から第８条に掲げる役割を互いに理解し合い、また協力し合いながら、こどもの健やかな成長と幸福の実現に寄与することとする。

２　町は、国、県及び他の市町村等と協力して、こどもの権利を保障するための諸施策を実施し、第１条に掲げる目的の達成を目指すこととする。

３　町、保護者、町民、教育関係者は、こどもの権利が守られていない状況等について可能な限り早期に把握し、直ちに権利の回復へ向けた支援を講ずることとする。

（子育て家庭及びこどもへの支援）

第10条　町は、様々な不安や悩み等を抱える子育て家庭に寄り添い、すべてのこどもの権利を守ることのできる施策の展開及び環境整備に努めることとする。

２　町は、特別な支援や配慮を要するこどもや、社会的養育が求められるこどもに対する専門的な相談、情報提供及びその他個々の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援を講ずることとする。

（補則）

第11条　この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。